

静 県 薬 第 876 号
令和 6 年 3 月 18 日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡 田 国 一

感染症法に基づく薬局との医療措置協定に関する手続きについて

標題の件について、県感染症対策担当部長から別添写（令和 6 年 3 月 15 日付け感新推第 654 号-2）のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

各薬局へは同日付け感新推第 654 号により、個別に案内されておりますのでご承知いただくとともに、必要に応じて下記事項の周知方よろしくお願ひいたします。

記

1 医療措置協定について

静岡県「医療措置協定ホームページ（薬局）」

URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shippeikansensho/kansensho/1003073/1056691/1056855.html>

2 「連携強化加算」届出について

新たに届出を行う薬局については、「新型コロナ対策推進課（4/1～感染症危機対策室）」へ個別でご相談下さい。

問合先 : yakkyoku-kyoutei@pref.shizuoka.lg.jp

担当 : 静岡県薬剤師会事務局総務スタッフ ; 瀬川
電話 : 054-203-2023 / FAX : 054-203-2028
E-mail : segawa@shizuyaku.or.jp

写

感新推第 654 号-2
令和 6 年 3 月 15 日

公益社団法人静岡県薬剤師会会长様

静岡県感染症対策担当部長

感染症法に基づく薬局との医療措置協定に関する手続きについて

日頃、本県の感染症対策の推進について、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月に施行される改正感染症法※においては、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症（新興感染症）の発生及びまん延に備えるため、薬局と都道府県が双方の合意に基づいて医療措置協定を締結する（同法第 36 条の 3）ことが規定され、本県においては、別添関係薬局管理者宛て案内文のとおり手続きを進めることとしております。

つきましては、この旨を御承知いただくとともに、貴会会員への周知をお願いいたします。

なお、貴会会員以外の薬局に対しては、別途周知している旨、申し添えます。

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）

●令和 6 年 4 月 1 日から、組織改編により、担当窓口が変わります。

令和 6 年 3 月 31 日まで	新型コロナ対策推進課 機動第 3 班
令和 6 年 4 月 1 日から	感染症対策課 感染症危機対策室

※電話番号及びメールアドレスは、変更ありません。

担当 新型コロナ対策推進課 機動第 3 班
電話番号 054-221-2727
メール yakkyoku-kyoutei@pref.shizuoka.lg.jp



感新推第654号
令和6年3月15日

関係薬局 管理者様

静岡県感染症対策担当部長

感染症法に基づく薬局との医療措置協定に関する手続きについて（事前案内）

日頃、本県の感染症対策の推進について、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年4月に施行される改正感染症法※においては、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症（新興感染症）の発生及びまん延に備えるため、薬局と都道府県が双方の合意に基づいて医療措置協定を締結する（同法第36条の3）ことが規定され、本県においては、下記により手続きを進めるここととしております。

つきましては、この旨を御承知いただくとともに、県から締結に係る協議依頼があった際には、御協力いただくようお願ひいたします。

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

記

1 概要

新興感染症に係る発生等の公表から3～6か月程度の時期に実施する内容として、次のうち協力可能な項目について、医療措置協定を締結するものです。

また、医療措置協定を締結する薬局を、県が「第二種協定指定医療機関」として指定します。

なお、医療措置協定に係る説明資料・動画（youtube）等の詳細は、「**4 各種資料・説明動画の掲載アドレス**」に示す県ホームページにて御確認ください。

区分	項目と内容
自宅療養者等への医療の提供及び健康観察の実施	自宅療養者、宿泊療養者、高齢者施設及び障害者施設に対する次の項目の実施 ・訪問又は電話・オンラインによる服薬指導 ・薬剤等の配達 ・健康観察（服薬指導時等に体調を確認し、適宜受診勧奨するなど）
個人防護具の備蓄 ※任意で備蓄量等を記載	サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋

2 手順

手 順	対応者		内容等
	県	薬局	
①協定締結に係る協議の依頼	●		3月～6月頃にかけて、各薬局へ段階的に依頼します。(依頼書等を個別送付)※
②回答様式の作成・提出		●	①から概ね1か月後までに、協定可否や協定内容を回答様式(エクセル)へ入力いただくものです。締結に合意できない場合も、回答様式の提出をお願いします。
③協定書(案)の作成・送付	●		②が県に届いてから概ね1か月後までに送付します。(確認を要する場合も連絡します)
④協定書(案)の確認・合意		●	協定書(案)の内容に問題がない場合は、合意の旨を県へ御連絡いただきます。
⑤協定書・指定書の作成・送付	●		協定書とともに「第二種協定指定医療機関」としての指定書を送付します。
⑥協定書・指定書の受理(協定締結)		●	協定書を受理いただいた時点で協定締結となります。(記名や押印は不要)
⑦協定の公表(県ホームページ)	●		公表内容は現在検討中です。

※ 「①協定締結に係る協議の依頼」について

協議の依頼は、次の順で、3月～6月頃にかけて段階的に実施します。

グループ	対 象	依頼予定期
A	現に連携強化加算対象である薬局	令和6年3月
B	A以外で意向調査(令和5年10月実施)において「コロナ対応で服薬指導と薬剤等配送の両方の実績あり」かつ「医療措置協定締結可能」と回答した薬局	同5月頃
C	A及びB以外の薬局	同6月頃

3 注意事項

診療報酬改定により、令和6年6月から連携強化加算の要件に「第二種協定指定医療機関の指定を受けていること」が加わります。指定を受けるためには、医療措置協定を締結する必要があります。

このため、令和6年4月1日以降に新たに当該加算の届出を行う薬局においては、協議依頼時期の前倒しなど適宜対応しますので、個別に御相談ください。

なお、令和6年3月31日時点で当該加算を届出済みの薬局は、令和6年12月31日まで要件を満たすものとみなされます。

4 各種資料・説明動画の掲載アドレス

各種資料、説明動画の情報は、以下の県のホームページに掲載しています。

○静岡県ホームページ

※検索方法：「静岡県 医療措置協定」

⇒「医療措置協定等」のページから、「薬局関係」

※アドレス：

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shippeikansensho/kansensho/1003073/1056691/1056855.html>



5 質問等問合せ先

御質問等は以下でお受けします。できるだけメールでお願いします。

【メール】 yakkyoku-kyoutei@pref.shizuoka.lg.jp

※アドレス中の「lg」は、アルファベット小文字の「エル・ジー」です。

●令和6年4月1日から、組織改編により、担当窓口が変わります。

令和6年3月31日まで	新型コロナ対策推進課 機動第3班
令和6年4月1日から	感染症対策課 感染症危機対策室

※電話番号及びメールアドレスは、変更ありません。

担 当 新型コロナ対策推進課 機動第3班

電話番号 054-221-2727

メ ー ル yakkyoku-kyoutei@pref.shizuoka.lg.jp



「医療措置協定」に係るご協力のお願い



医療措置協定とは？

令和6年4月施行の改正感染症法により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新興感染症の発生及びまん延に備えるため、医療機関と県とがその機能・役割に応じた「医療措置協定」を締結することになりました。

新型コロナウイルスでの対応を踏まえ、計画的に新興感染症の発生及びまん延に対する備えを進めていくための協定ですので、制度をよくご確認いただいた上で、ご協力をお願い申し上げます。

医療措置協定の締結内容（薬局）

次の項目のうち、ご協力いただける項目について、協定締結のご検討をお願いします。

（新興感染症に係る発生等の公表から3～6か月程度の時期での対応を想定しています）

●自宅療養者等への医療の提供及び健康観察の実施

自宅療養者・宿泊療養者・高齢者施設・障害者施設に対する

次の項目の実施

- ・訪問又は電話・オンラインによる服薬指導
- ・薬剤等の配達
- ・健康観察（服薬指導時等に体調を確認し、適宜受診勧奨するなど）

●個人防護具の備蓄 ※任意で備蓄量等を記載

サーナカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋（いずれも2か月分以上の備蓄が推奨されています）

締結の方法等の詳細は、

静岡県 医療措置協定 薬局



静岡県の医療措置協定ホームページ（薬局）をご確認ください

ホーム > 健康・福祉 > 疾病対策・感染症 > 感染症対策 > 感染症対策全般 > 医療措置協定等 > 医療措置協定 薬局関係

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shippeikansensho/kansensho/1003073/1056691/1056855.html>

手順とスケジュール



静岡県
健康福祉部



静岡県

各薬局

①協定締結に係る
協議の依頼

②回答様式の
作成・提出

③協定書（案）
の作成・送付

④協定書（案）の
確認・合意

⑤協定書・指定書の
作成・送付

⑥協定書・指定書の受理
(協定締結)

⑦協定の公表
(県ホームページ)

※公表内容は現在検討中です

①は、3月～6月頃にかけて、各薬局へ段階的にお願いしていきます。

②は、協議を依頼してから概ね1か月後を提出期限といいたします。締結に合意できない場合も、回答様式の提出をお願いします。

③は、②が県に届いてから概ね1か月後までに送付します。

⑤は、協定を締結する薬局を県が「第二種協定指定医療機関」として指定し、協定書とともに指定書を送付します。

医療措置協定等についてのQ & A

R5.9の意向調査で
「締結は不可」と
回答しましたが、
それでも協定の締
結はできますか？

協定の締結は可能です。
意向調査で「締結は不可」と回答又は未回答であった薬局でも、締結の意向がある場合は、回答様式の提出をお願いします。

協定の締結は
義務ですか？

協定の締結は義務ではありませんが、協定に係る県からの協議には応じていただく必要があります。（改正感染症法第36条の2第2項）

「連携強化加算」
届出のためには、
協定が必要です
か？

診療報酬改定により、令和6年6月から連携強化加算の要件に「第二種協定指定医療機関」の指定が加わります。指定を受けるためには、医療措置協定を締結する必要があります。

このため、令和6年4月1日以降に新たに当該加算の届出を行う薬局においては、協議依頼時期の前倒しなど適宜対応しますので、個別にご相談ください。

なお、令和6年3月31日時点で当該加算を届出済みの薬局は、令和6年12月31日まで要件を満たすものとみなされます。

お問い合わせ先 メール：yakkyoku-kyoutei@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県 健康福祉部 新型コロナ対策推進課（電話番号：054-221-2727）

※令和6年4月1日からは「感染症危機対策室」に変わります（電話番号は変わりません）